

○経済産業省告示第 号

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十号）別表第三第二表の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十九年経済産業省告示第百七十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1～11 [略] 12 事業報酬率	1～11 [略] 12 事業報酬率

<p>規則別表第3第2表の「事業報酬率」は、<u>3.03%</u>とする。 13・14 [略]</p>	<p>規則別表第3第2表の「事業報酬率」は、<u>3.60%</u>とする。 13・14 [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	